

1 はじめに

(1) はじめに

私たちの身の回りには、数万種類の化学物質が様々な分野で製造または使用されています。このような化学物質を事業者が自主的に管理することにより、化学物質のリスクを未然に防止する手法として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、化管法）の中で、化学物質の排出量等を事業者が把握し報告する制度（PRTR 制度）が設けられています。

また、札幌市の「札幌市生活環境の確保に関する条例」では、PRTR 制度として化管法に加え、一定規模以上の事業者には、化学物質の適正管理に係る排出量等の報告と管理マニュアルの提出を義務づけています。

事業者の皆様方におかれましては、化学物質の適正な管理を自主的に行い、化学物質による環境への重大な影響を未然防止するとともに、化学物質のリスクコミュニケーションを進めていただくようお願いします。

なお、法律についての解説や排出量の計算方法等については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）が下記ホームページに掲載されていますので参照してください。

また、各関係省庁及び各種業界団体等のホームページにも、化学物質についての情報が掲示されています。

- ・ 経済産業省「化学物質排出把握管理促進法」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- ・ 環境省「PRTR インフォメーション広場」
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)「化管法関連情報」
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

(2) 語句の説明

- ・法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・令：同法施行令
- ・則：同法施行規則
- ・条例：札幌市生活環境の確保に関する条例
- ・条例規則：同条例施行規則

- ・指針：化学物質を適正に管理するための指針（平成 15 年 2 月 4 日告示第 150－4 号）
- ・事業者：事業を行っている者のこと。一般には会社、企業などと呼ばれるものでありこれには公営企業、個人等も含まれる。
- ・事業場：事業者が事業を行っている場所であり、条例の報告の対象となる事業活動が行われている 1 単位の場所のこと。一般に工場、営業所などと呼ばれるものも該当する。法の「事業所」と同じ意味。
- ・特定管理化学物質取扱事業者（条例）：令第 3 条で掲げられる 24 業種のうちいずれかを営んでおり、特定管理化学物質のいずれかを 100kg 以上（当該事業場内において燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質のみの場合は 1t 以上）取り扱っている、市内にある事業場の常時使用従業員数の合計が 10 人以上の事業者。
- ・取扱量：「使用量」及び「製造量」の総計。なお、本市では、法で規定している「その他の取扱量」は「使用量」に含む。

- ・第 1 種指定化学物質（法）：令第 1 条別表 1 に掲げる 515 物質
- ・第 2 種指定化学物質：令第 1 条別表に掲げる 134 物質
- ・特定第 1 種指定化学物質（法）：令第 4 条第 1 項イの条文中に掲げられている 23 物質
- ・特定管理化学物質（条例）：条例規則 46 条別表 9 に掲げる 66 物質・・・2(6)に記載

- ・常時使用従業員数：常時使用している従業員数・・・・・・・・・・2(4)で説明
- ・特別要件施設（法）：令第 4 条ハ～ヘで規定する、鉱山保安法の鉱山施設、下水道終末処理施設、一般及び産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設
- ・マニュアル：化学物質自主管理マニュアル

- ・PRTR：Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量登録制度）
人の健康や生態系に有害な恐れのある特定の化学物質について、事業者が環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外に移動する量を自ら把握して、排出量・移動量を集計・公表する仕組み。法及び条例に基づく。
- ・(M)SDS：(Material) Safety Data Sheet（化学物質等安全データシート）
有害性のある化学物質及び含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、提供する化学物質などの性状及び取扱に関する情報。

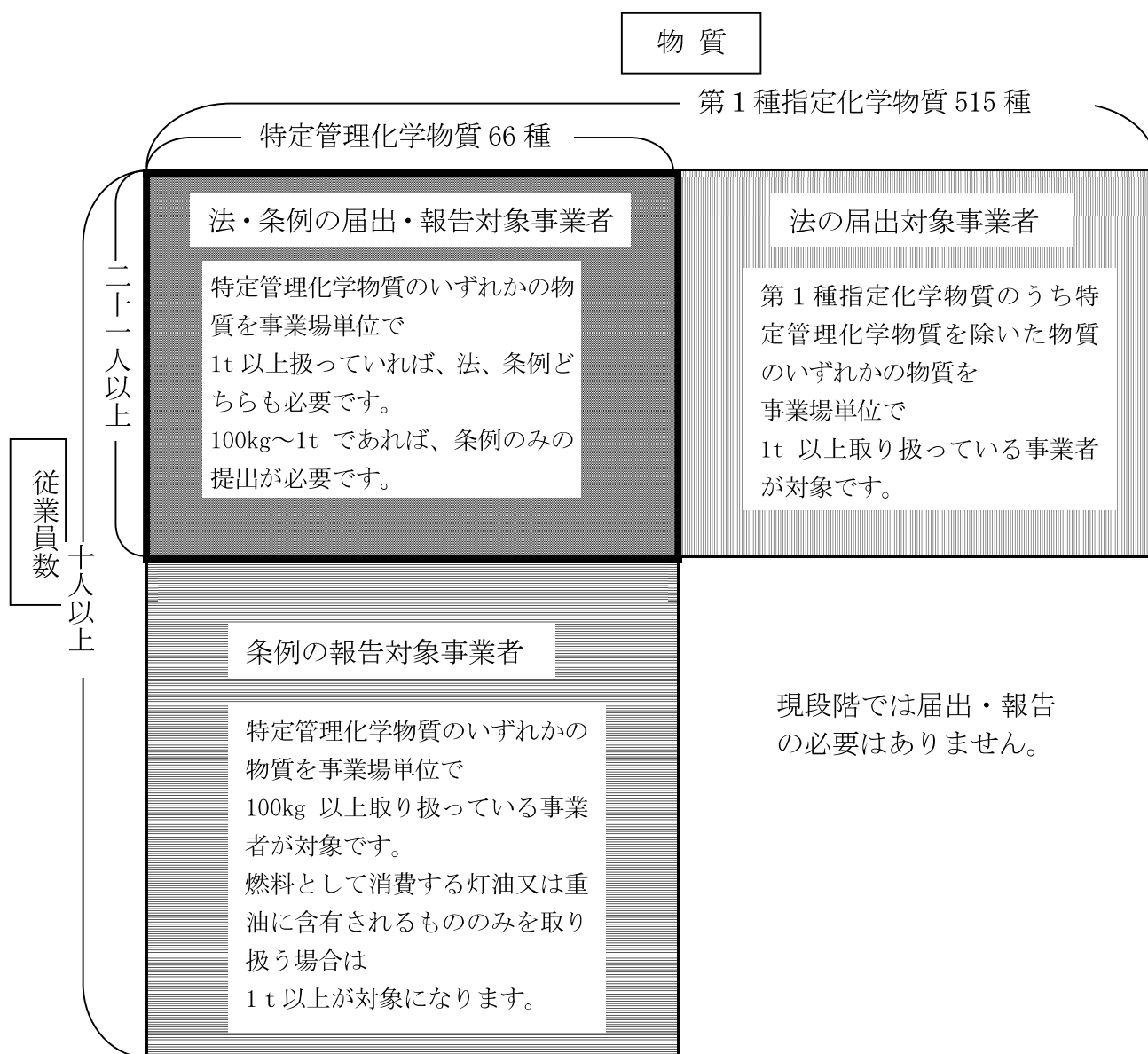
(3) 法及び条例に基づく届出・報告要件の比較

(表 1)

	法	条例 (第 83～89 条)
業種	製造業等 24 業種 (令第 3 条) p7～8 表 2	法と同じ 24 業種 (条第 84 条) p7～8 表 2
人数	常時使用する従業員の数が 21 人以上 (令第 4 条第 2 項) (全事業所の合計) p9	常時使用する従業員の数が 10 人以上 (条例規則第 44 条第 1 項) (札幌市内にある事業場の合計) p9
年間取扱量	1t 以上 特定第 1 種指定化学物質は 0.5t 以上 (1 種類でも超えていれば該当)	100kg 以上 (1 種類でも超えていれば該当) 当該事業場内において燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質のみを取り扱う場合は 1t 以上 p9
物質数	第 1 種指定化学物質 515 物質	特定管理化学物質 66 物質 (第 1 種指定化学物質のうち 66 物質を選定) p10 表 3
届出内容	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の排出量及び移動量	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量、移動量 ただし、特別要件施設は不要
提出期日	毎年度 4 月 1 日～6 月 30 日 ※令和 4～6 年度については、電子届出の場合のみ 4 月 1 日～7 月 31 日	毎年度 4 月 1 日～6 月 30 日
指針	指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針 (H12.3.30 環境省通告 1)	札幌市化学物質を適正に管理するための指針 (H15.2.4 告示 150-4 号)
化学物質自主管理マニュアル		特定管理化学物質取扱事業者のうち札幌市内にある事業場の常時使用従業員数の合計が 21 人以上である事業者が、事業場ごとに作成し、提出しなければならない。 (すでに提出している場合であっても内容の見直しを行った場合には再提出が必要) p21

(4) 概要図

(図 1)



の事業者で、札幌市にある全事業場での常時使用している従業員の数が21人以上の事業者は**化学物質自主管理マニュアル**の提出も必要です。